

# 尾道市農業振興ビジョン

## 活力と魅力ある農づくり

～農村の活力を創出～

令和5年度～令和9年度  
後期ビジョン

(素 案)

令和5年（2023年）〇月

尾 道 市

## 第1章

# 農業振興ビジョンとは

# 1 ビジョン策定の考え方

## 1) 背景

本市は、平成 29（2017）年度を目標年次とする「尾道市農業振興ビジョン」の検証を行い、平成 30（2018）年 4 月には、新たな「尾道市農業振興ビジョン」を策定し「～活力と魅力ある農づくり～」に向けた取り組みを推進しています。

今回、農業情勢の変化に対応するため、中間見直しとする 5 年目を迎えたことから、実情に応じた中間検証を行い、目標年次となる令和 9（2027）年度に向け、農業が抱える環境の変化に対応した農業振興を展開する必要があります。

## 2) 目的

本ビジョンは、平成 29（2017）年 3 月に策定された「\*尾道市総合計画」の政策の一つ「産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり」を実現するため、本市が抱える現状と課題に対し、国及び県の農業関連施策と連携を図り、「活力」と「魅力」ある「農業・農村」づくりの展開方向と将来像を示します。

### 関連農業施策

#### 【国の農業施策】

#### 「\*食料・農業・農村基本計画」令和 2（2020）年 3 月

「我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために」人口減少が本格化する社会において、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として各分野の施策を講じ、食料自給率の向上・食料安全保障の確立を図ることとしている。

#### 【広島県の農業施策】

#### 「\*2025広島県農林水産業アクションプログラム」令和 3（2021）年 3 月

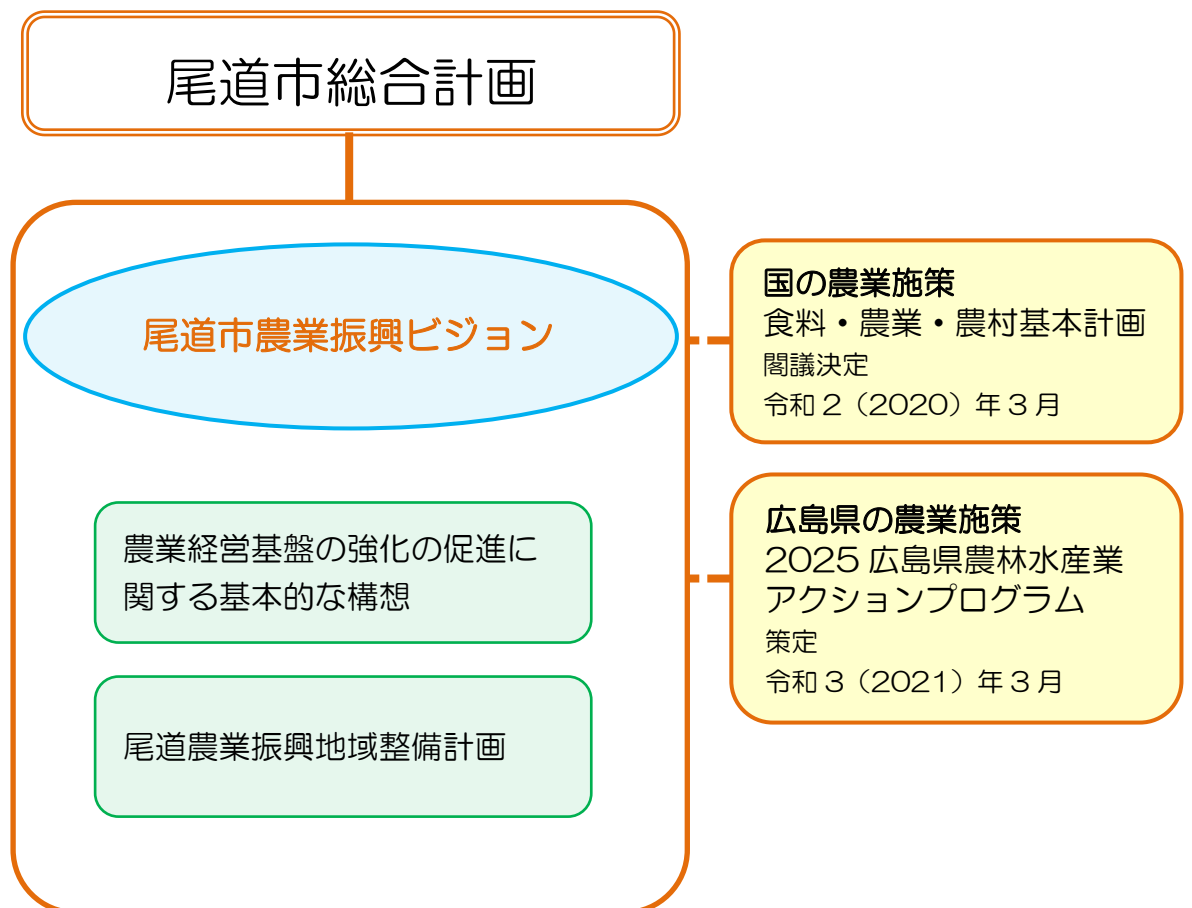
人口減少や少子・高齢化が進む中、中山間地域においては、より厳しい環境変化が見込まれ、基幹産業となる農林水産業において、経営力の高い経営体の生産性を高めつつ、担い手が中心となる持続可能な生産構造を構築していくことが重要となる。そのため、基本理念では「生産性の高い持続可能な農林水産業の確立」を目指し、\*SDGsの理念のもと競争力の強化につなげていくこととしている。

## 2 ビジョンの位置付けと目標年次

### 1) ビジョンの位置付け

平成 29（2017）年 3 月に策定された「尾道市総合計画」の基本目標を具体化するための計画に位置付けます。

「※尾道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」と「※尾道農業振興地域整備計画」とは、互いに整合を図り、補完する並列関係のなか、国や広島県の農業政策とも連携した計画とします。



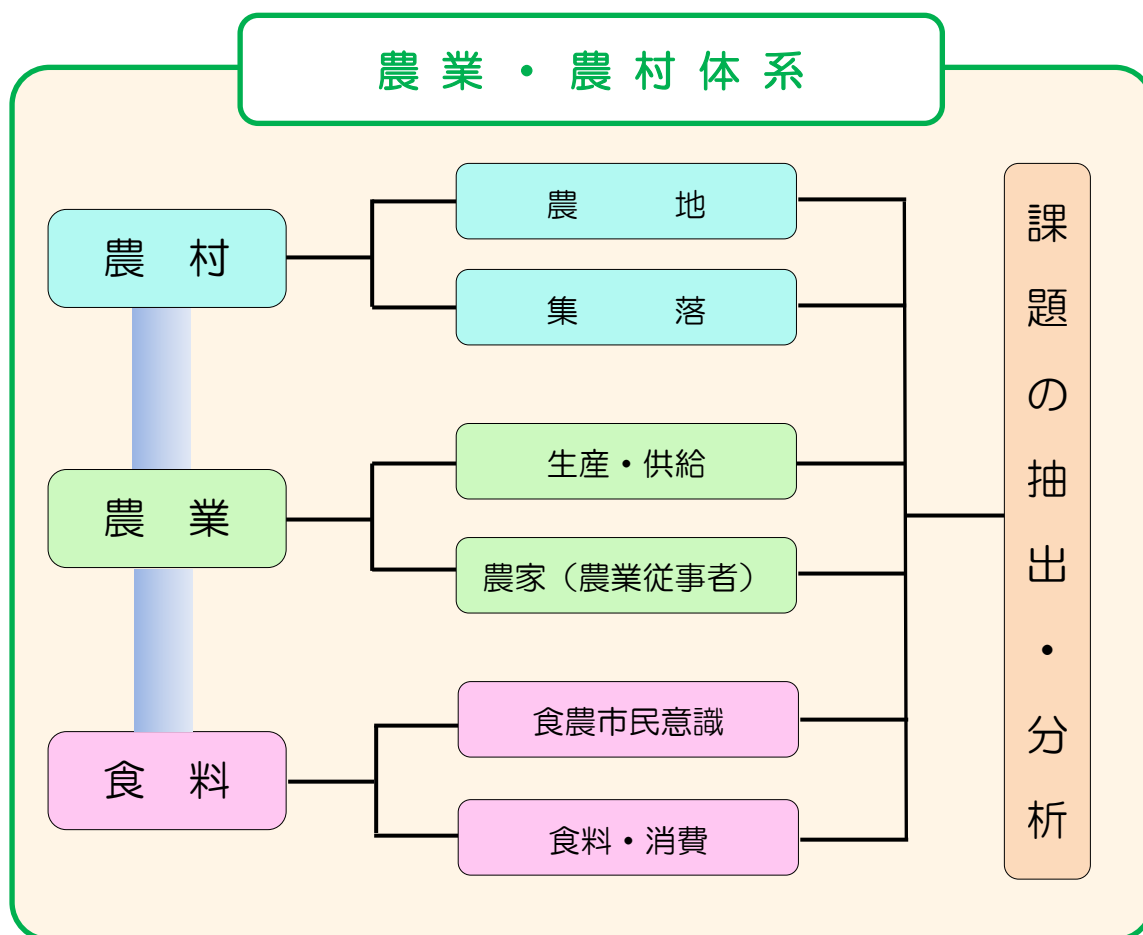
## 2) ビジョンの目標年次

本農業振興ビジョンでは、平成 29（2017）年度を基準年次とし、平成 30（2018）年度から 10 年間の本市農業の方向と計画を示していますが、農業情勢の変化に対応するため、令和 4（2022）年度に中間検証を行いました。この内容により後期ビジョンへの取り組みとして残り 5 年間における農業振興の方向と計画を示します。

## 第 2 章 尾道市の現状と課題

第2章では、平成29（2017）年度を基準年として、施策展開を行っているところであり、基準年度から令和4（2022）年度において5年が経過しつつあります。このことから、公表数値における変化やアンケート結果に基づき、農業の現状を分析し、後期に向けた5年後の予測を行い課題への対応方針を示します。

分析にあたっては、農業の持続的な発展と農業の新たな展開を目指すため、農村の振興及び農業による食料の安定供給と多面的機能の発揮を目指した「活力」と「魅力」のある「農業・農村」づくりを基本とし、「農村」、「農業」、「食料」の3つの視点から、尾道市の農業の現状について分析を行います。



# 1 農村

## 1) 農地

### 現 状

- \*耕作放棄地が増加し、\*耕地面積が減少しています。  
平成 7 (1995) 年を基準に平成 17 (2005) 年を見ると、\*経営耕地面積は、3,253ha から 2,394ha となり、令和 2 (2020) 年では、1,453ha と減少する反面、耕作放棄地の傾向を見ると、673ha から 1,383ha になり、令和 2 (2020) 年では、1,733ha(予測値)と増加する傾向が見られます。
- \*農地の流動化が進んでいません。  
平成 7 (1995) 年を基準に平成 17 (2005) 年を見ると、貸付面積の合計は、70ha から 84ha となっていました。令和 2 (2020) 年では、68ha となり、平成 22 (2010) 年をピークに減少しています。
- 水田の整備率は上昇しています。  
平成 22 (2010) 年から令和 2 (2020) 年の動きでは、8.6 ポイントの上昇となっています。しかし、全水田面積は 872ha から 798ha 減少するほか、整備済水田面積では、381ha から 417ha の整備となり、僅かに増えています。

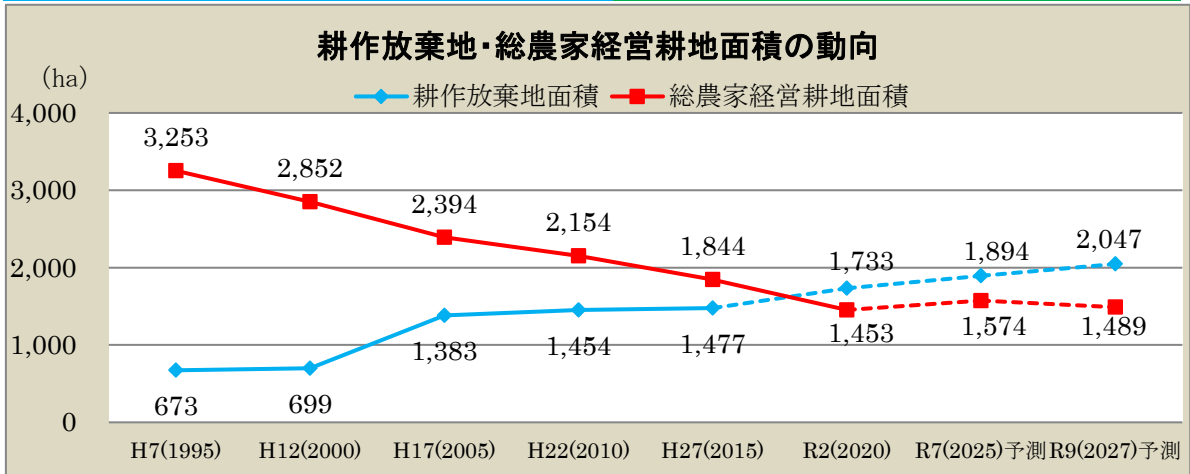
#### このままでは

- 経営耕地面積は、横ばいとなる傾向が見られますが、耕作放棄地は増加するものと予測されます。
- 農地の貸付面積は、樹園地を中心に増加が予測されますが、田・畑においては、僅かに減少し横ばいとなる傾向が見られます。
- 未整備の水田などの農地では、今後も未利用が増加するものと予測されます。

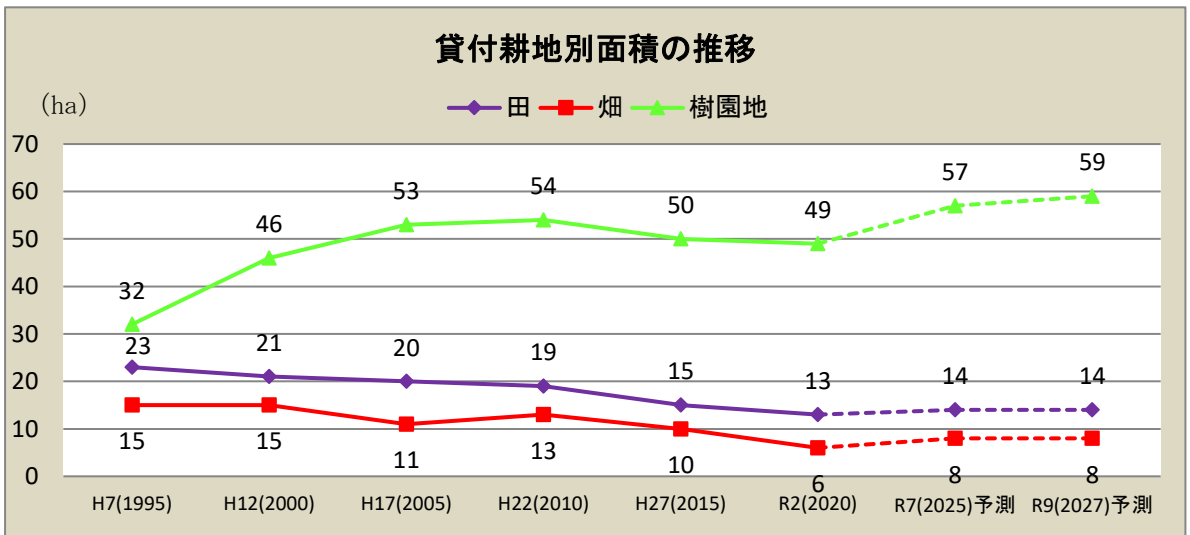
#### 対応方針

- ★耕作放棄地の有効活用。
- ★条件の良い農地を中心に、\*農業生産組織や担い手等への利用促進。
- ★\*農業生産基盤整備の推進 (畑地など)。
- ★多様な農地の利活用を推進。

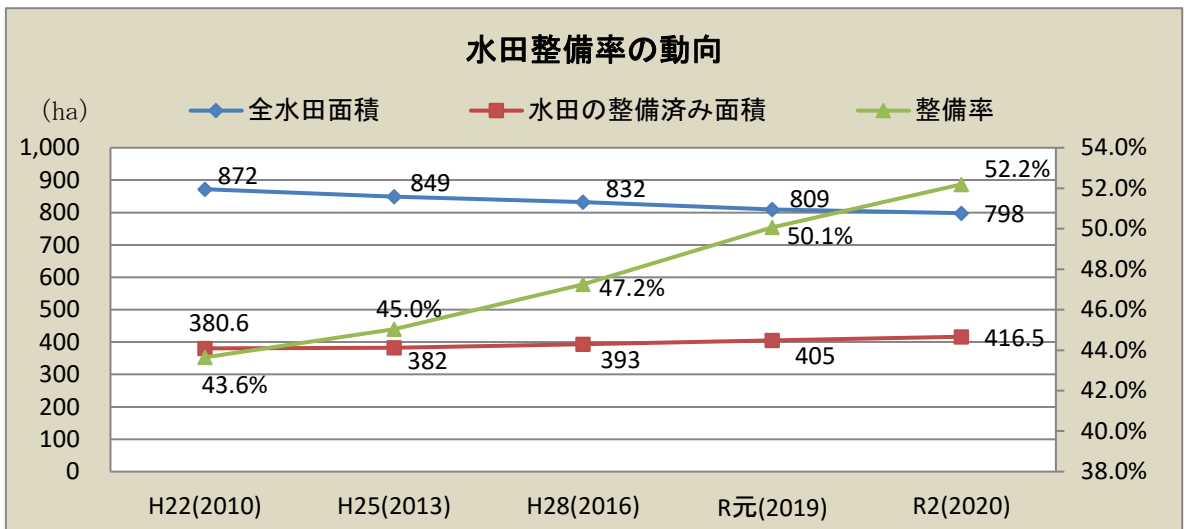




資料:農林業センサス（耕作放棄地 R2 の調査はありません。予測値は、近似曲線の累乗近似式による）



資料:農林業センサス（予測値は、近似曲線の累乗近似式による）



資料:水田面積は、農林水産省『耕地面積統計調査』。整備済み面積は、広島県農業基盤課調べ

## 2) 集 落

### 現 状

○農業従事者が減少し、高齢化が進んでいます。

平成7（1995）年を基準に令和2（2020）年を見ると、\*農業就業人口は7,220人から2,431人に減少しています。さらに、65歳以上の農業就業年齢割合では約53.0%から約75.7%に増加しています。

○\*集落機能の低下が進んでいます。

市域全体の人口が減少するなか、平成18（2006）年を基準に令和4（2022）年を見ると、丘陵沿岸地域では、69,154人から61,847人に減少するほか、\*中山間地域では、21,314人から17,854人に減少しています。

また、島しょ地域においても、63,080人から50,733人に減少しています。

#### このままでは

○農業就業人口の減少や高齢化により、農地の荒廃化が進み、集落の維持機能の低下が懸念されます。

また、農地の荒廃化が進むことにより\*鳥獣被害の増加が懸念されます。

○農村地域の景観や防災機能の低下、生活環境の低下が懸念されます。

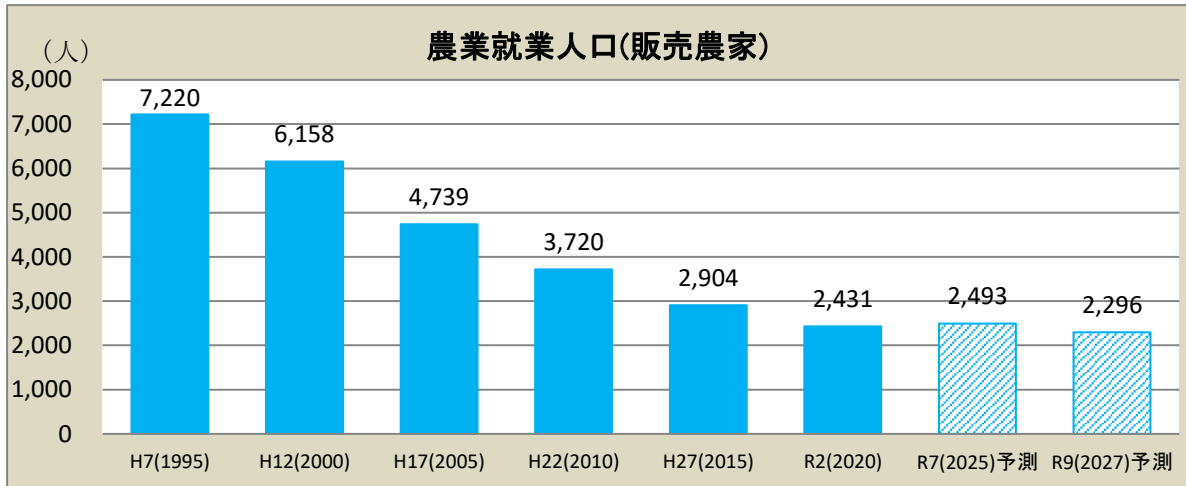
#### 対応方針

★意欲ある農業者による儲かる農業を基本に、集落への定着の促進。

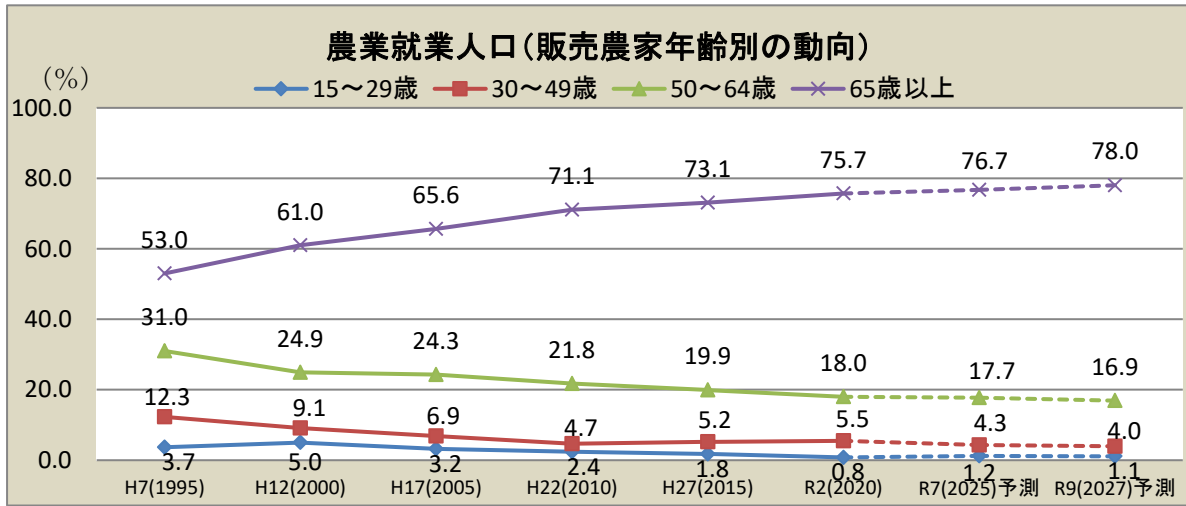
★農地の確保を進めるため、\*農地情報の提供、\*農地の流動化を促進。

★集落や農地等の維持・保全のため、\*日本型直接支払制度の利用拡大を推進。

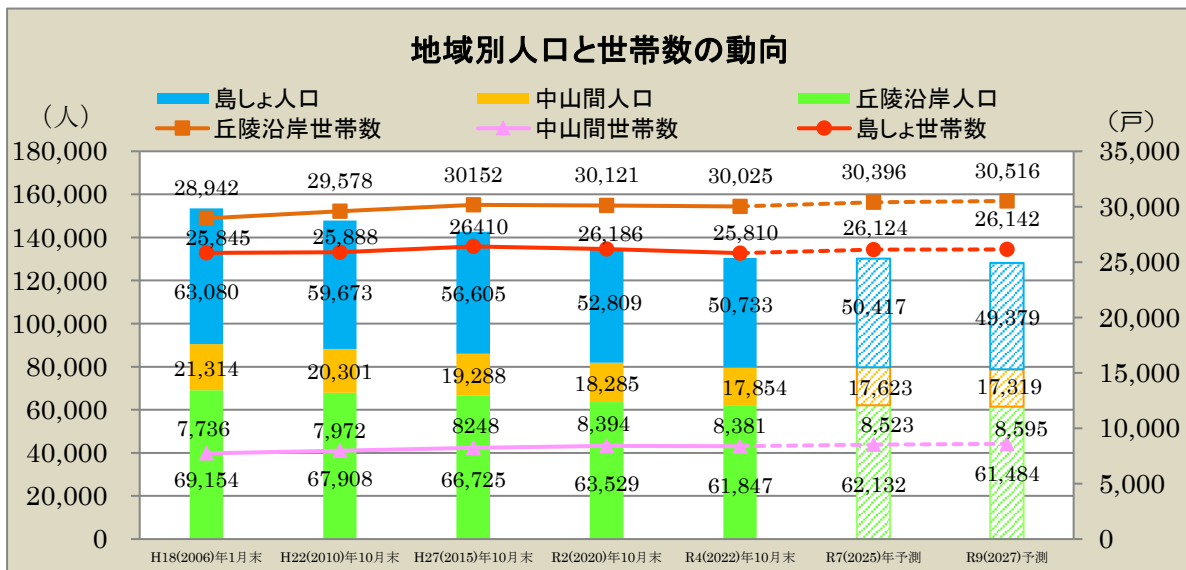
★\*有害鳥獣対策の強化。



資料:農林業センサス(予測値は、近似曲線の累乗近似式による)



資料:農林業センサス(予測値は、近似曲線の累乗近似式による)



資料:住民基本台帳より加工(予測値は、近似曲線の累乗近似式による)

## 2 農業

### 1) 生産・供給

#### 現 状

○農業の生産力が低下しています。

主な\*作物類型別作付面積の合計は、平成 7（1995）年を基準に令和 2（2020）年を見ると、2,378ha から 1,078ha となり約半減しています。

また、\*規模別農家数を見ると、0.3 から 0.5ha では 1,744 戸から 450 戸となるほか、0.5 から 1.0ha では、1,418 戸から 421 戸となり、いずれも著しく減少しています。

#### このままでは

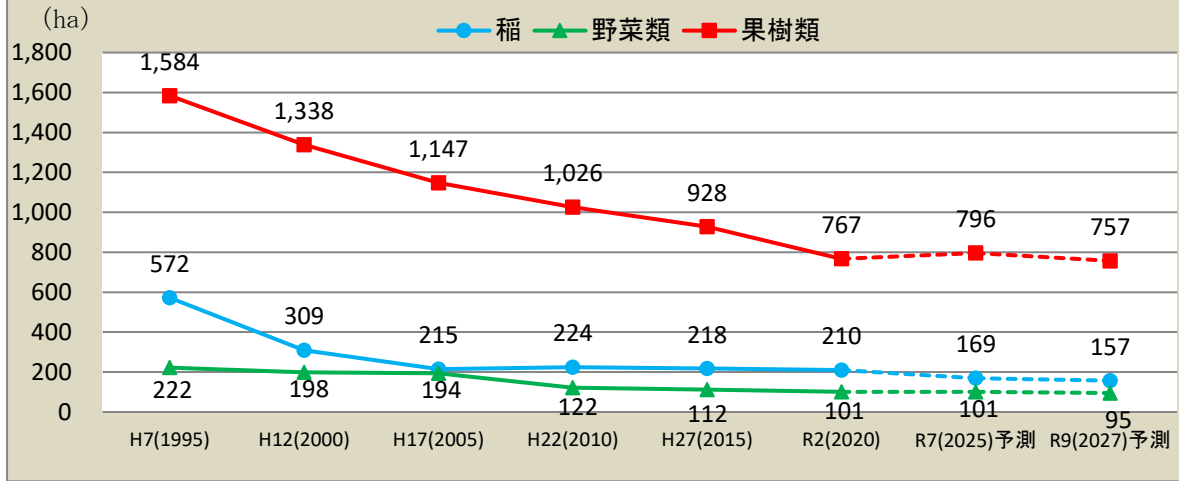
○農産物の作付面積の減少により、供給力の低下が懸念されます。

○主な作物類型作付面積の減少と農業者の減少により、農地の利用が低下し、耕作放棄地が増加するものと予測されます。（P11 参照）

#### 対応方針

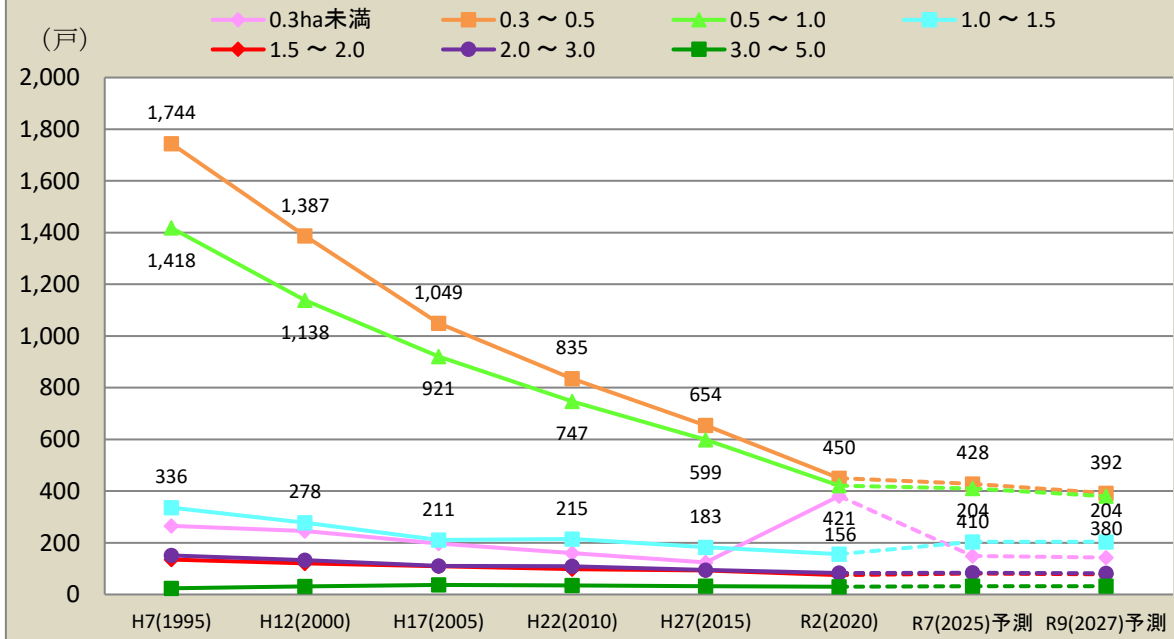
- ★\*農業生産部会などへの積極的な支援により、\*優良農地の利用拡大と産地化の推進。
- ★消費者動向に対応した生産拡大の推進。
- ★小規模・高収益農産物への転換。
- ★\*尾道ブランド認証農産物の啓発と推進。
- ★担い手等による農地利用を進め、尾道産農産物の供給力向上を推進。

### 主な作物類型別作付面積の動向



資料:農林業センサス (予測値は、近似曲線の累乗近似式による)

### 規模別農家数の動向



資料:農林業センサス (予測値は、近似曲線の累乗近似式による)

## 2) 農家（農業従事者）

### 現 状

○農家戸数が減少しています。

平成 7（1995）年を基準に令和 2（2020）年を見ると、全農家戸数は 7,211 戸から 3,562 戸に減少しています。中でも、\*販売農家数は、4,073 戸から 1,336 戸に減少しています。

○\*農業従事者の高齢化が加速しています。

農業就業人口年齢別の動向を見ると、65 歳未満は減少し、65 歳以上は増加しています。（P11 参照）

○主・準主業農家が減少し、\*副業的農家が増加しています。

平成 7（1995）年を基準に令和 2（2020）年を見ると、\*主業農家は 24.7% から 15.5%と減少しているほか、\*準主業農家は、24.5%から 8.9%に減少しています。副業的農家は、50.8%から 75.6%と増加しています。

○\*農業後継者がいない傾向が進んでいます。

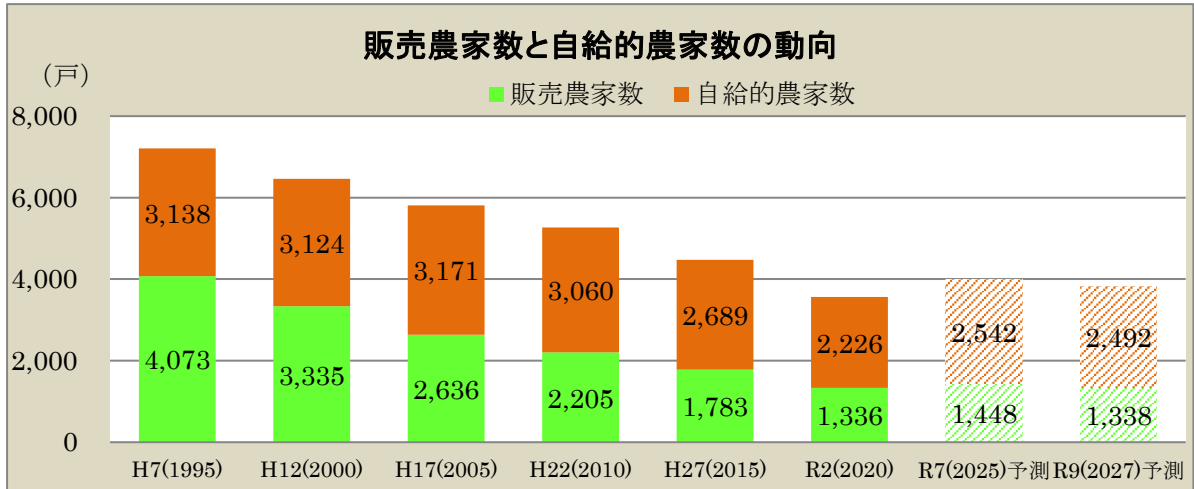
後継者がいる農家数の全体では、平成 27（2015）年と比べると約 21.0% の減少がみられます。

#### **このままでは**

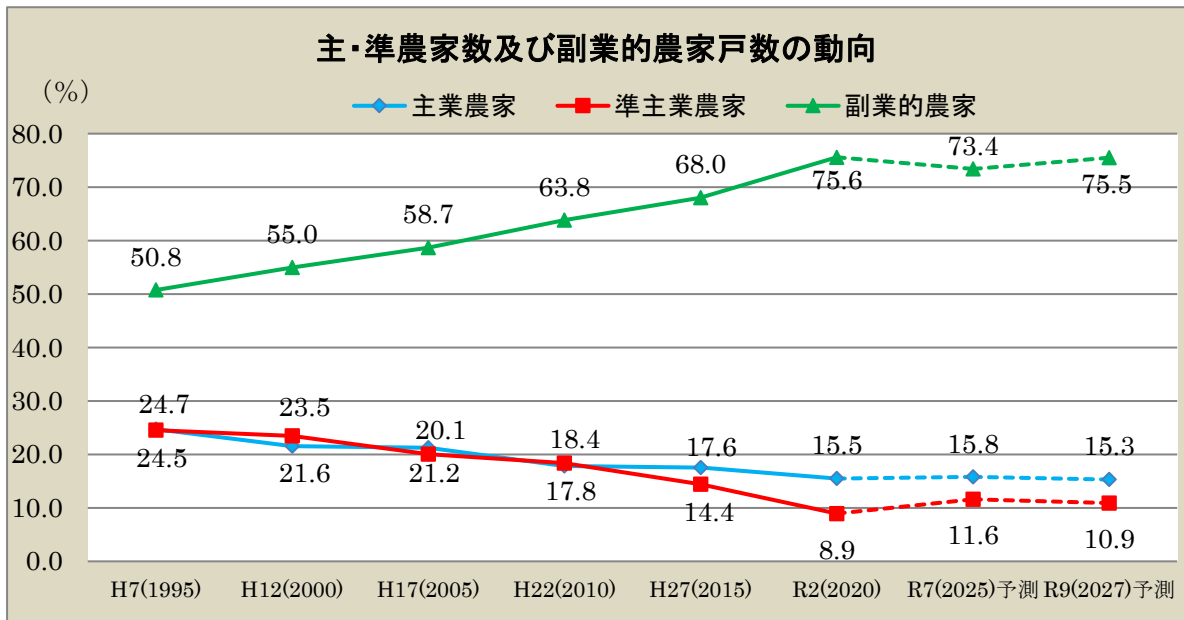
- 農業に従事する農家数は、さらに減少します。
- 農業従事者は、さらに高齢化が進みます。
- 農業を主に従事する農家は、減少する傾向が見られるほか、副業的農家が増加する傾向が見られます。
- 農業後継者は、今後も減少する傾向が見られます。

#### **対応方針**

- ★認定農業者の支援と新規就農者（\*農外企業等含む）等の経営の安定化と高度化を推進。
- ★\*U・J・Iターン者や\*定年帰農者の就農を推進。
- ★消費者ニーズに対応した付加価値のある収益性の高い作物栽培への転換が必要。



資料:農林業センサス (予測値は、近似曲線の累乗近似式による)



資料:農林業センサス (予測値は、近似曲線の累乗近似式による)

#### 後継者の有無別経営体及び個数

	後継者がいる	後継者がいない	備考
平成 27 (2015) 年	343	1,440	戸数
令和 2 (2020) 年	271	1,350	5年以内の経営体数

資料:農林業センサス

## 3 食 料

### 1) 食農における市民意識

#### 現 状

○食の安全・安心に対する意識は高くなっています。

農産物の購入は、令和 2（2020）年を見ると尾道産農産物（約 18.2%）や国産農産物（約 45.5%）を中心に購入しています。その中でも国産農産物の購入が多く見られます。

○平成 20（2008）年から令和 4（2022）年を見ると農業・農村における期待は、「新鮮な農産物・食料の供給」については、1.7 ポイント減少しています。また、「子どもの教育に農地や農業を利用」が約 13.0%から約 15.5%上昇していますが、「美しい景観、安らぎの空間の提供」では、約 7.7%から約 7.8%となり横ばい傾向が見られます。

一方で「就農の場」では約 8.9%から約 4.7%、「自然・環境にやさしい農業（保全）」は、約 22.1%から約 20.2%となり、微減しています。

○地元農産物の認知度は、「知っている」、「一部知っている」において、約 88.3%から約 99.2%となり、認知されています。（消費者アンケート結果）

#### このままでは

○尾道産農産物の認知はされていますが、購入に対する意識は、あまり高くありません。

○農村が「就農の場」としての期待については、低下傾向が見られます。

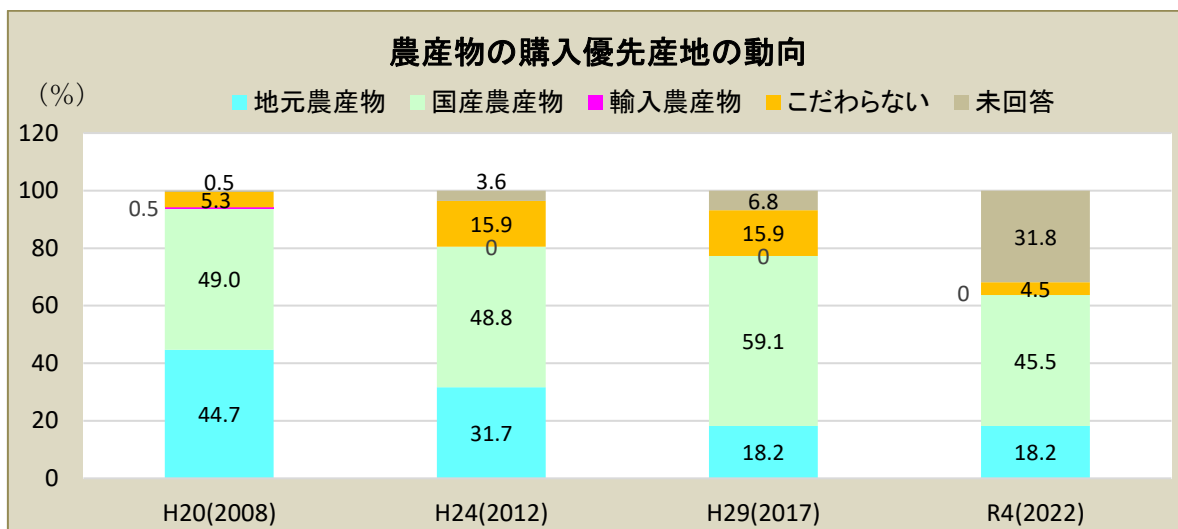
#### 対応方針

★さらに尾道産農産物の消費拡大に向けた取り組みの推進。

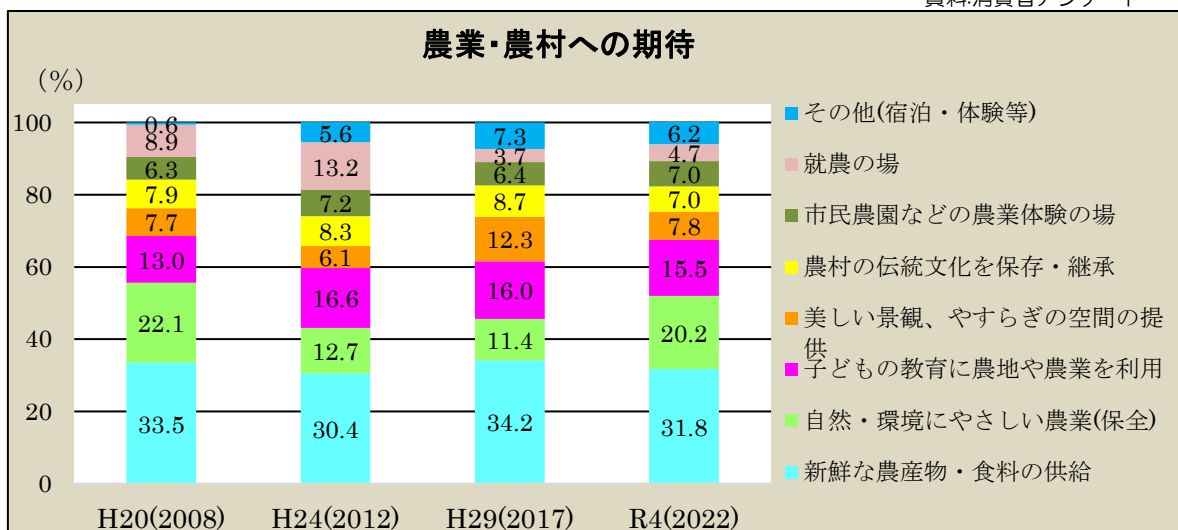
★農に対する消費者ニーズに対応した受入体制や支援体制づくりの推進。

★農業・農村の理解促進を進めるため、継続的に食に関する交流を促進。

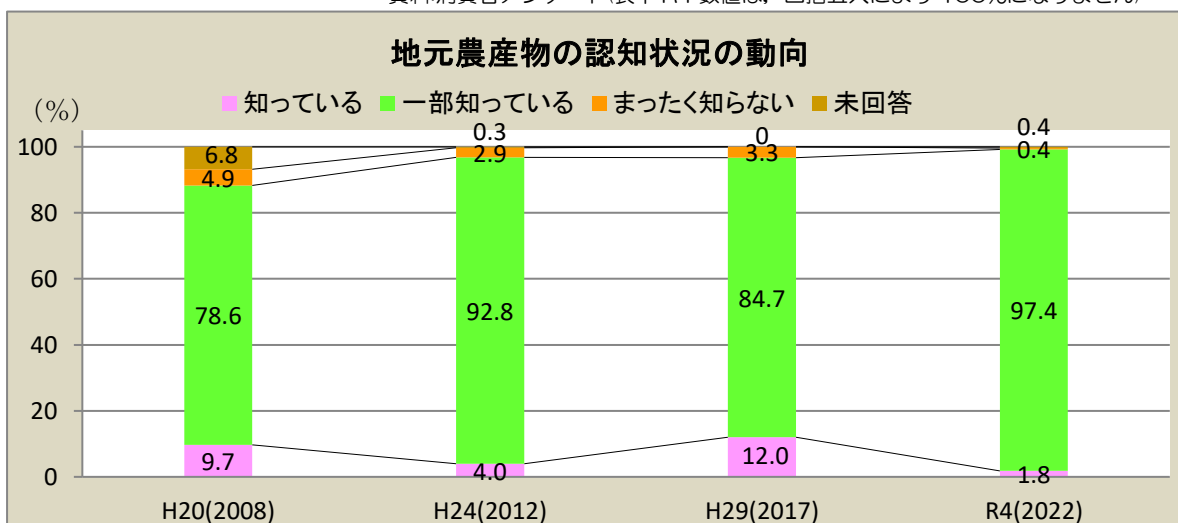




資料:消費者アンケート



資料:消費者アンケート(表中 R4 数値は、四捨五入により 100%になりません)



資料:消費者アンケート

## 2) 食料・消費

### 現 状

○農産物の購入先は、平成 20（2008）年から令和 4（2022）年を見ると、大小スーパーは、約 62.0%から約 57.3%に減少していますが、産地直売所については、約 14.4%から約 30.5%に増加しています。また、身近に直売所があった場合の利用は、約 65.0%から約 43.1%に低下していますが、「たまに利用する」を合わせると約 90.2%（「利用する」約 43.1%、「たまに利用する」約 47.1%）の消費者が利用しています。

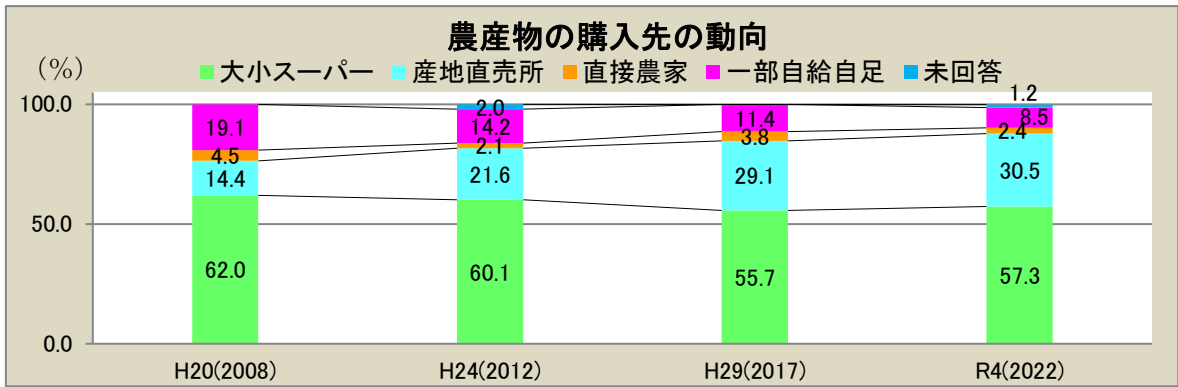
○\*地産地消への取り組み認知度は、平成 20（2008）年では、「よく知っている」、「少し知っている」を合わせると約 81.6%ですが、令和 4（2022）年では、約 61.2%に低下しています。また、地産地消の取り組みにおいては、「学校給食への導入」が約 27.3%から約 46.7%と増えていますが、「食農体験」は、約 18.2%から約 4.4%と減少するほか、「親子料理教室」なども約 13.6%から約 11.1%と僅かに減少しています。

#### このままでは

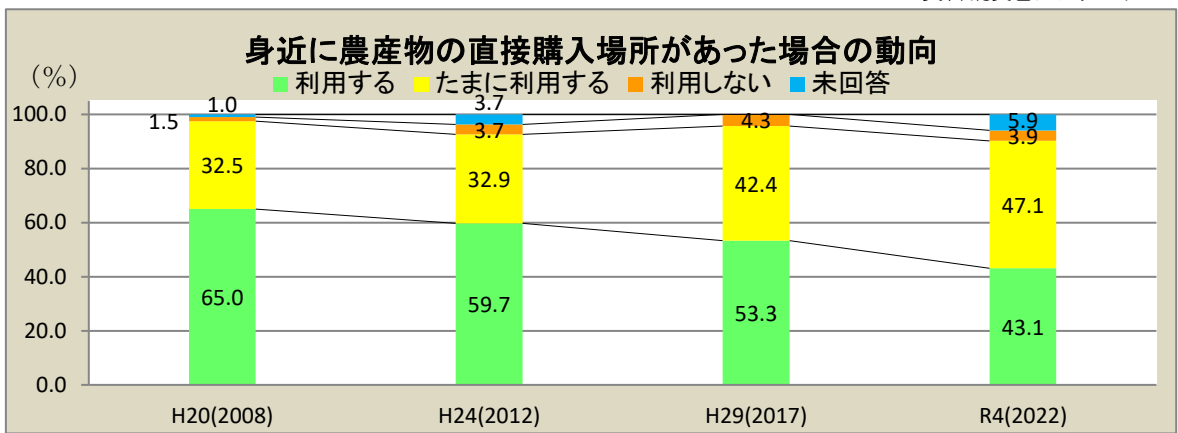
○尾道産農産物の認知度と産地直売所の利用は高くなっていますが、消費者においては尾道産農産物による地産地消へのこだわりはなく、国産農産物として認識されている傾向が見られます。

#### 対応方針

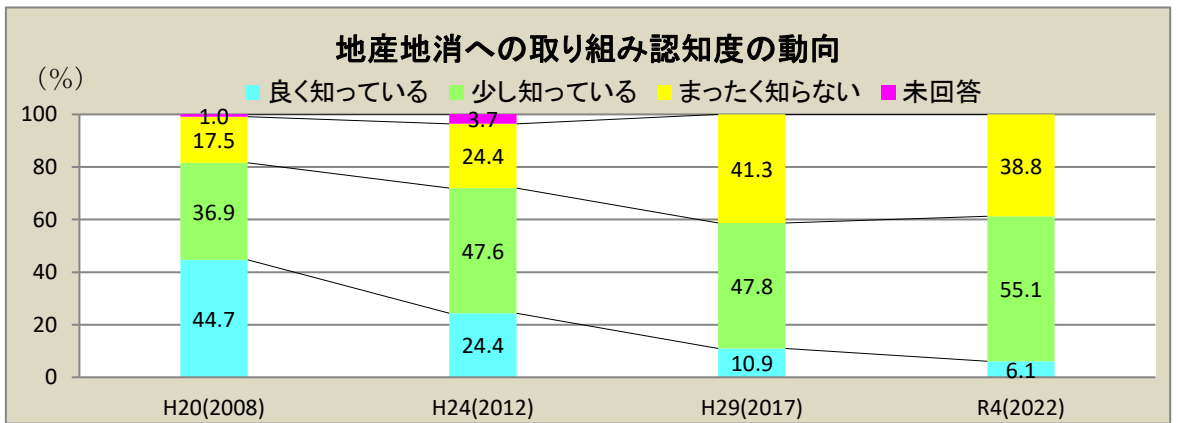
- ★尾道産農産物の知名度と信頼度の向上のため、さらに情報発信の推進。
- ★農業体験（食べる・体験する・学ぶ）などにより地産地消の理解促進。
- ★直売施設の農産物における消費者動向の情報発信。



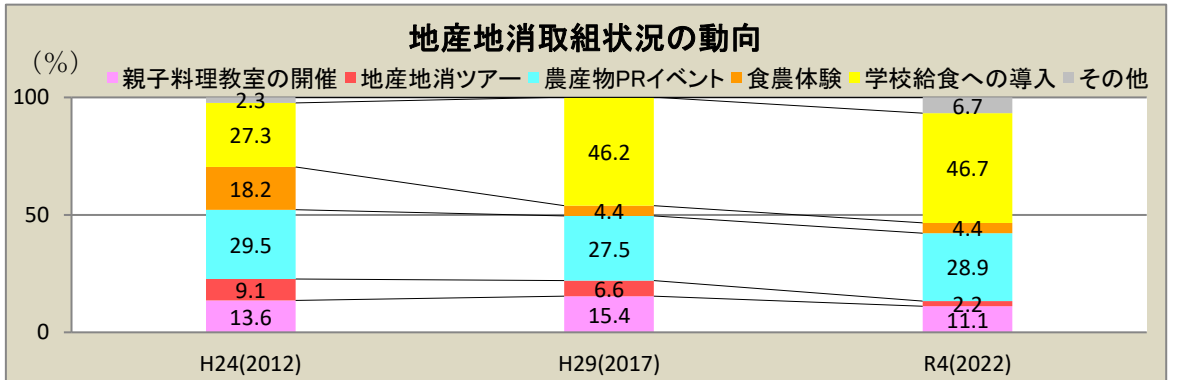
資料:消費者アンケート



資料:消費者アンケート



資料:消費者アンケート



資料:消費者アンケート

## 第3章

# ビジョンの基本理念と施策の展開

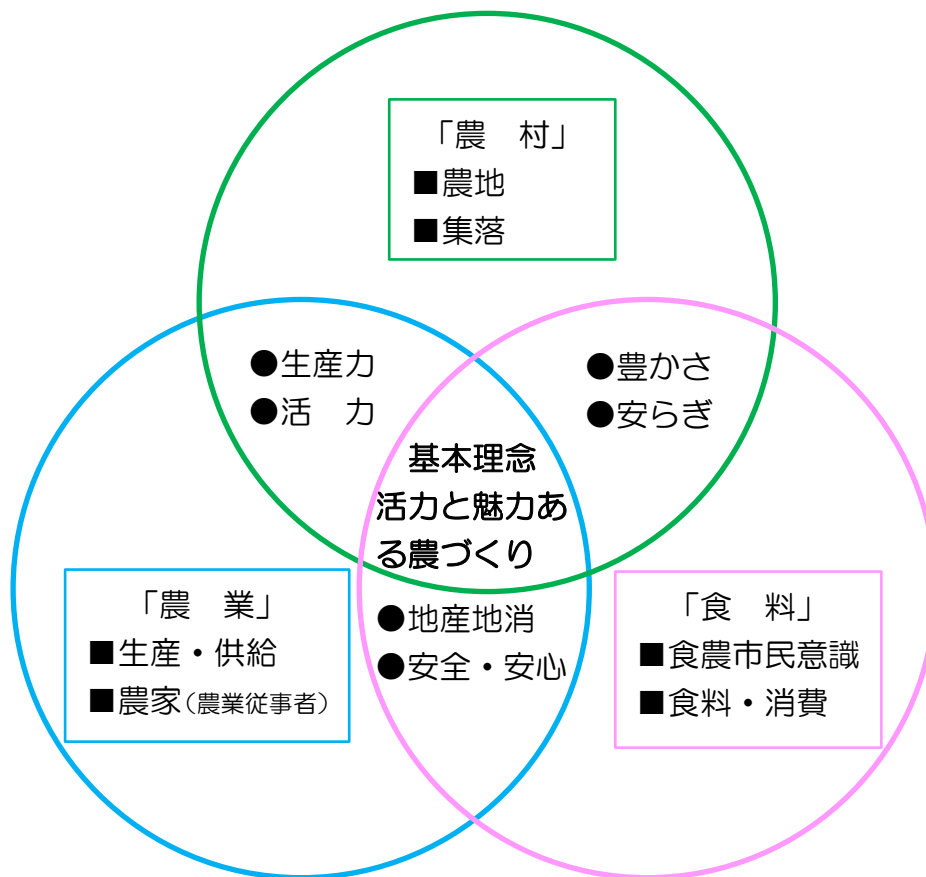
# 1 基本理念

尾道市は、中山間地域から丘陵沿岸地域、さらに島しょ部地域と、豊かな地形、温暖な気候を活かした地域性豊かな農業が展開されています。

近年の農業・農村・食料を取り巻く環境は、年々厳しくなり、農業収入の減少、農業従事者の高齢化、後継者や担い手不足、耕作放棄地の増加など、課題は山積しています。

このような状況のなか、尾道のブランド力を活かした農村集落への定住に視点を置き、県及び市内外から農業を通じた交流に軸足を置きつつ、多様な担い手と生産組織の育成を進めるものとします。

第3章では、本農業振興ビジョンにおける施策展開と新たな農業振興を示し、基本目標となる柱を整理しました。



## ■農村・食料

農村は、豊かな自然環境に恵まれ、安らぎのある生活空間を提供しますが、主要な役割は、食料供給のための農業生産の場であることです。

農業生産による農地の維持管理は、国土の保全にも寄与しています。

しかし、農村は、高齢化や農業従事者の減少によって、農地の維持機能が低下しており、鳥獣被害の増加や耕作放棄地の拡大に繋がっています。

農業生産のしくみを見直し、農地を有効に利用し、食料を安定的に生産・供給する体制をつくることにより、活力ある農村は維持されます。

ポイントは、農業生産活動の維持による「豊かさ」と「安らぎ」のある農村の創出です。

※都市農村交流なども活用し「農地の有効活用と集落の活性化」を図ることが重要となっています。

柱

「むらをつくる」

## ■農業・農村

農業が元気になることで、魅力ある農村が創出されます。

そのためには、農業には、消費者ニーズに対応した安全・安心、高品質、新鮮といった豊かな農産物を供給できる生産力と、持続して生産する活力が必要となります。

農業・農村に共通するポイントは「生産力」と「活力」です。

効率的で持続的な農業経営は、組織的な農業経営体や、企業的な個別経営体の中核となりますが、小規模な農家においても、地域性豊かな農業が行われており、消費者ニーズに対応できる生産力を持っています。

このことから、様々な農業経営体の特性を活かした産地の育成や、地域農産物の振興を図ることが必要です。

一方、地域農業を支える担い手の育成が急務となっていますが、農家後継者の育成のみならず、U・J・Iターンや定年帰農者の就農も考慮する必要があります。

農業・農村においては、「豊かな地域農産物の産地化と多様な担い手の育成」が重要となっています。

柱

「農を育てる」

## ■ 農業・食料

農業の主要な目的は、食料の安定供給ですが、食への信頼が揺らいでいる今日、消費者に対して食の安全・安心を提供することが重要となっています。

本市は、地元農産物を中心とした地産地消による「\*スローフードのまちづくり」に取り組んでおり、豊かな食生活を通して、農業への関心を高めることは、農業振興の重要な取り組みのひとつです。

また、将来を担う子どもたちへの食農教育を推進することで、農産物から農業、農村、環境への関心を高めていくことも大切です。

農業・食料に共通するポイントは、「地産地消」と「安全・安心」であり、「**地産地消の推進と食の安全・安心の確保**」が重要となっています。

柱

**「食をまもる」**

基本目標となる各柱に沿って施策を推進するためには、農業生産者だけではなく市民全体が共通の理念のもと、農業・農村・食料の総合的な取り組みを行うことが必要です。

★ 目指す方向

活力と魅力ある農づくり  
～ 農村の活力を創出 ～

★ 柱と基本目標

むらをつくる

農地の有効活用と集落の活性化

農を育てる

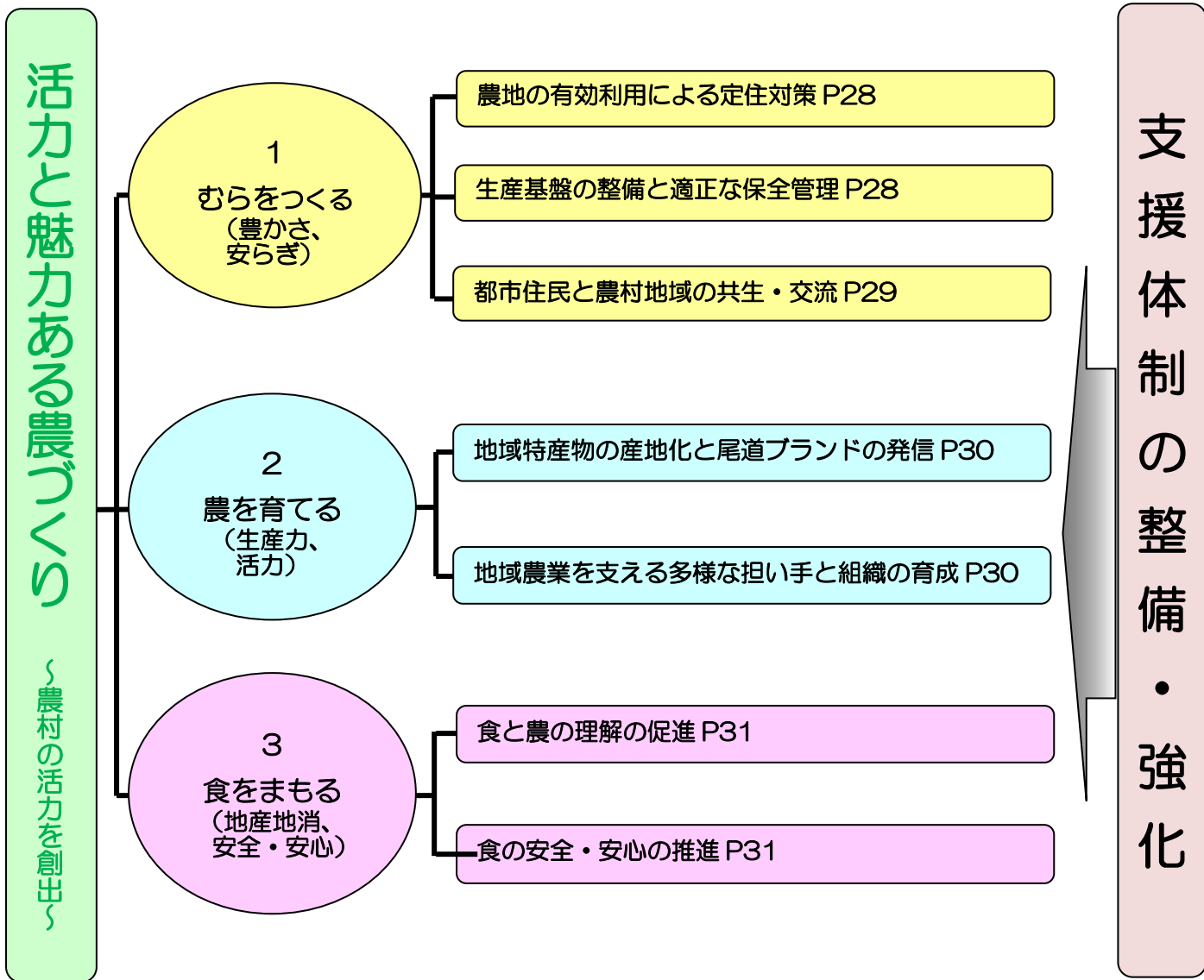
豊かな地域農産物の産地化と多様な担い手の育成

食をまもる

地産地消の推進と食の安全・安心の確保



# 尾道市の農業振興施策体系



## 2 施策の展開方向

これまでの施策展開は、農業・農村を取り巻く環境に対応するため、新規就農者や地域の中心的経営体などにおける担い手の育成・確保に取り組んできました。

引き続き担い手の育成・確保の施策に取り組むとともに、集落の活性化等、新たな課題に対応した農業振興施策について、具体的な方向を示します。

### 1) 「むらをつくる」(豊かさ、安らぎ)

※集落の維持管理機能が低下するなか、農村環境の安定的な保全が求められています。魅力ある農業と豊かな農村の情報発信と農地・施設の適切な保全に取り組むことで、農業・農村が都市住民の安らぎの空間となり※集落営農の持続的安定に繋がります。

#### 農地の有効利用による定住対策

農業従事者の高齢化や担い手不足、農産物の価格低迷などにより、経営耕地面積は減少傾向にあり、今後も耕作放棄地の増加が予測されます。

このため、※農業委員会や※農地中間管理機構を活用し、意欲ある農業者や新規就農者、農業参入法人などに農地情報を提供し、農地の利用を活性化させます。

併せて、地域の特性に合わせて産地育成に取り組むことにより、新規就農者の参入や耕作放棄地等の解消と継続的な農地の利用を目指します。

また、農地や農道・水路・ため池など農業用施設の適正な保全管理を行う地域活動の取り組みを推進します。

#### 生産基盤の整備の適正な保全管理

高齢化や担い手不足などにより、農地や農業用施設等の維持管理機能の低下と鳥獣被害とが相まって、農地の耕作放棄が進んでいます。

農業生産の基盤である農地や農道・水路・ため池などの適正な管理と鳥獣対策を推進することで、集落機能の向上と耕作放棄地の抑制・解消に努めます。生産基盤の整備を進め、企業的な農業経営の育成を推進します。

## 都市住民と農村地域の共生・交流

農村の文化や景観などの情報を発信することにより、尾道産農産物の購入はもとより、農村地域との交流の促進に努めます。

都市住民の交流や定住の場として、\*グリーン・ツーリズムや援農支援を通し、農村の食や伝統文化の体験など、農村の魅力を発信し、農村地域での交流や滞在を促し、都市住民の受入体制組織の育成と農村と農業の活性化のための取り組みを推進します。

## 2) 「農を育てる」(生産力、活力)

地域農業の次世代を担う農業従事者の確保による産地の活性化と農業の収益性を高めることが重要です。農業従事者とともに生産組織の育成、強化を支援することで収益性の高い農業を推進します。また、\*スマート農業技術等を活用することで農作業の省力化を進めます。

### 地域特産物の産地化と尾道ブランドの発信

農産物が安定的に供給できる生産力を確保し、それを維持していくために地域特産物の産地化を推進します。産地における技術の習得、高品質化、安定的生産量を確保できる体制づくりと産地力強化を支援します。

尾道の優れた農産物を「\*尾道ブランド農産物」に認証することで、ブランド力を高め、販売拡大と産地の育成、強化に取り組みます。

また、信頼される農産物の生産を進めるため、\*GAP (Good Agricultural Practice) や特別栽培農産物、環境保全型農業など環境にやさしい農業への取り組みを推進、支援します。

### 地域農業を支える多様な担い手と組織の育成

地域農業の次世代を支える多様な担い手を育成するため、JA\*農業塾や\*援農制度などを活用し、新規就農者の育成・支援に取り組みます。

地域の中心的経営体である認定農業者や新規就農者の経営の高度化を支援するとともに、定年帰農者や高齢・女性農業者、生産部会等多様な農業者の育成・支援に取り組みます。

スマート農業技術など新しい技術の活用による農業経営の省力化、効率化、安定化を推進します。

尾道産農産物の付加価値の向上、経営の多角化と安定を目指し、農業者や生産組織等が自ら取り組む\*6 次産業化を支援、推進します。

### 3) 「食をまもる」(地産地消、安全・安心)

食を通し、農業の活性化を推進します。市民をはじめ市内外住民において、尾道産農産物の魅力を発信することにより、農業の活性化はもとより、集落への定住に繋がるよう取り組みます

#### 食と農の理解の促進

小・中学校やJA等での※食育・※食農体験学習を通じ、都市住民との農業交流につながる取り組みを推進します。

食と農の理解を深めるため、指導者等の育成により、魅力ある食と農に取り組みます。

尾道産農産物の消費と理解拡大のため、産地直売所などにおける地産地消の取り組みや学校給食での利用をJAや教育機関などと連携して推進します。

#### 食の安全・安心の推進

生産から消費者に至る安全・安心対策の取り組みを進め、尾道産農産物の信頼向上を目指します。

県やJAの取り組みと連携を強化し、生産組織等によるGAP(農業生産工程管理)の取得や特別栽培農産物、環境保全型農業などへの取り組みを支援します。

尾道産農産物の安全・安心・新鮮・高品質を情報発信し、尾道産農産物の信頼と付加価値を高める取り組みを検討します。

### 3 具体的な将来像

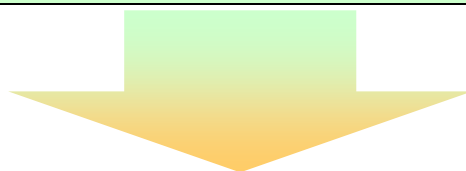
#### 1) 「むらをつくる」(豊かさ、安らぎ)

##### ○農地の有効利用による定住対策

優良農地を中心に新規就農者や多様な担い手による農地の利用促進を図ります。

また、魅力ある農村を維持するため、農業体験や都市農村交流の場として、農地の地形・条件に応じた取り組み、集落の活性化や耕作放棄地の抑制に努め、農村への定住対策を図ります。

主な取り組み
☆耕作放棄地等の農地の有効利用を推進
☆農業委員会や農地中間管理機構との連携により、担い手等への集積を推進
☆体験農園など集落全体で農地の多様な利用を推進
☆農地や営農、生活環境など、就農や定住に必要な情報の発信提供



～将来像～		
◇農地条件にあった有効利用が進み、耕作放棄地等が減少		
◇新規就農者や担い手などが増加するとともに、集落への定住者が増加		
◇体験農園などが交流の場となり、市民の滞在が増加		
【目標】 新規就農者数		
基準年度	中間年	目標年度
平成 29 (2017) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 9 (2027) 年度
7 組*	11 組*	15 組

※市調べ

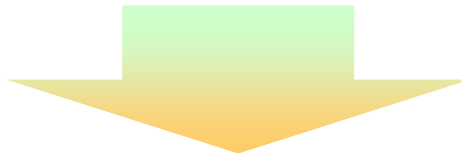
○生産基盤の整備と適正な保全管理

農業生産の効率化を図るため、農地や農道、水路などの生産基盤と機能の適正管理を引き続き推進します。

あわせて、企業的な農業経営による農地の有効利用と生産性の高い農業を目指します。

また、農地や農道、水路、ため池など施設の適正な管理をするための地域活動を推進します。

主な取り組み
☆生産基盤の整備と耕作放棄地等抑止と解消を推進
☆農業委員会や*農地中間管理機構との連携により、担い手等への農地の集積を推進
☆日本型直接支払制度の活用による農地・施設の適切な管理など集落全体での取り組みを推進
☆地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策を推進



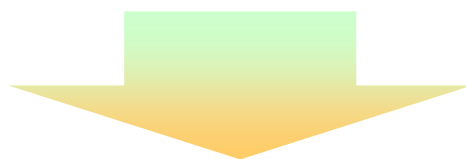
～将来像～		
◇農地の集積が進み、大規模経営による農業経営の生産性が向上		
◇企業的な経営により、地域農業を支える担い手の確保・定住		
◇集落活動が維持され、農地や施設、景観など多面的な機能の保全		
【目標】 集落法人等数		
基準年度	中間年	目標年度
平成 29 (2017) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 9 (2027) 年度
8 法人*	9 法人*	10 法人

※市調べ

## ○都市住民と農村地域の共生・交流

農村の魅力を伝えるため、農業体験による交流活動により、農村の活力やにぎわいへと繋げ、地域振興を図ります。

主な取り組み
☆都市住民参加による農業体験活動の推進
☆農村の交流施設の利用促進
☆食や伝統文化など、交流体験情報の発信と受け皿組織の育成
☆農家以外の住民が、農村で農業に取り組みながら生活するスタイルの確立 (※アグリ・ファームライフ)



～将来像～														
◇地域農業の魅力や農業への理解促進に繋がる														
◇農村地域の魅力を感じ、農村地域の交流人口が増加														
◇農村地域が活性化し、活気ある農村が実現														
◇交流組織が誕生し、集落営農が活性化														
◇グリーン・ツーリズムによる農村の活性化														
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">【目標】 市民と農業者等交流活動事業数</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>中間年</th> <th>目標年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 (2017) 年度</td> <td>令和 3 (2021) 年度</td> <td>令和 9 (2027) 年度</td> </tr> <tr> <td>16 事業*</td> <td>17 事業*</td> <td>上向き</td> </tr> </tbody> </table>			【目標】 市民と農業者等交流活動事業数			基準年度	中間年	目標年度	平成 29 (2017) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 9 (2027) 年度	16 事業*	17 事業*	上向き
【目標】 市民と農業者等交流活動事業数														
基準年度	中間年	目標年度												
平成 29 (2017) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 9 (2027) 年度												
16 事業*	17 事業*	上向き												
※市調べ														



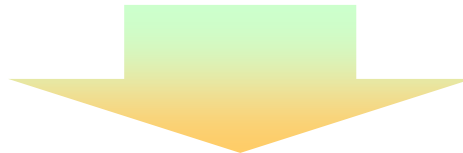
## 2) 「農を育てる」(生産力、活力)

### ○地域特産物の産地化と尾道ブランドの発信

農産物の生産力を向上させ、安定供給による地域特産物の産地化を推進します。

また、尾道のブランド力を発信することで、付加価値を高め農業所得の向上を目指します。

主な取り組み
☆農業生産部会等との連携を図り、尾道産農産物の生産拡大を図る
☆尾道ブランド農産物の育成・拡大を推進
☆尾道産農産物の信頼度を高めるため、GAP（農業生産工程管理）や特別栽培農産物、環境保全型農業など、環境にやさしい農業の取り組みを推進
☆生産基盤の整備（畑地など）



～将来像～		
◇尾道産農産物のブランド力が向上		
◇尾道ブランド農産物の発信により、産地化が進み、安定した収入の確保		
◇担い手が増加し、生産組織の強化と地域農業が活性化		
【目標】 *尾道ブランド農産物認証数		
基準年度 平成 29 (2017) 年度 3 品目*	中間年 令和 3 (2021) 年度 7 品目*	目標年度 令和 9 (2027) 年度 10 品目
※市調べ		

### ○地域農業を支える多様な担い手と組織の育成

地域農業を継承するため、多様な担い手の育成と組織的な営農に取り組みます。あわせて、スマート農業技術等を活用することで農作業の省力化を進めます。

また、農村集落への担い手の定着を推進します。

農業者や生産組織など、自らが行う6次産業への取り組みを推進します。

主な取り組み
☆多様な担い手の育成のために、U・J・Iターン者や定年帰農者などの就農を支援
☆スマート農業技術等の次世代技術を活用した地域農業を支える仕組みづくりを推進
☆農業委員会や農地中間管理機構などとの連携による農地情報の提供 (ひろしま農業応援ガイド、市ホームページ)
☆認定農業者等、地域の中心的経営体の経営の高度化への支援



～将来像～		
◇認定農業者等が地域農業をけん引		
◇新規就農者や定年帰農者など次世代を担う多様な担い手が増加		
◇スマート農業技術等の活用により、効率化や省力化した営農による企業的経営体が増加		
【目標】 認定農業者		
基準年度 平成 29 (2017) 年度 124 人*	中間年 令和 3 (2021) 年度 127 人*	目標年度 令和 9 (2027) 年度 130 人
➡		➡
※市調べ		

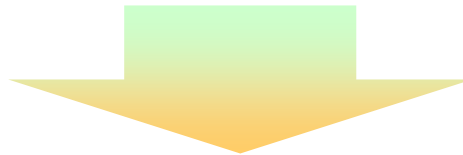
### 3) 「食をまもる」(地産地消、安全・安心)

#### ○食と農の理解の促進

J Aや教育機関等での食育や食農体験事業を通じて、都市住民との交流を促進し、食への理解による尾道産農産物の利用拡大と尾道の農業・農村の活性化に取り組みます。

また、食農等の指導者を育成し、食を通じた尾道の食と農の魅力を発信します。

主な取り組み
☆食育・食農を推進するための指導者等の育成を推進
☆食農体験など市民と農業者の交流を推進
☆尾道産農産物の市内外への情報発信を推進
☆尾道産農産物の学校給食への取り組みを推進



～将来像～		
◇学校給食での尾道産農産物の利用が拡大		
◇食の情報発信により、尾道産農産物の消費が拡大		
◇食育・食農体験を通じた交流により、食と農の理解が深まる		
◇尾道産農産物の市民への理解が広がり、消費が拡大		
【目標】 尾道産農産物の学校給食の利用率		
基準年度 平成 29 (2017) 年度 10.4%*	中間年 令和 3 (2021) 年度 8.6%*	目標年度 令和 9 (2027) 年度 上向き
➡		➡
※市調べ		

## ○食の安全・安心の推進

生産から消費に至る安全・安心対策の取り組みを進め、消費者が求める安全・安心な農産物づくりを県やJAと連携して推進します。

主な取り組み
☆尾道ブランド農産物の信頼を高めるため、GAP（農業生産工程管理）や特別栽培農産物、環境保全型農業などの取り組みを支援（JAと連携支援） ☆尾道産農産物の安全・安心と魅力の発信のための※アンテナショップの活用 ☆※トレーサビリティへの取り組みを推進（※県の認証制度やJAの生産履歴などの取り組みの啓発）



～将来像～		
◇安全・安心な尾道産農産物の生産及び供給により、農家と消費者の信頼関係が向上		
◇尾道産農産物の消費拡大により、農業者の生産意欲と所得が向上		
<b>【目標】 GAP 等取得数</b> <small>（※環境保全型農業直接支払対策事業、特別栽培農産物 安心広島ブランドの取り組み数を含む）</small>		
基準年度 平成 29（2017）年度 9 件*	中間年 令和 3（2021）年度 13 件*	目標年度 令和 9（2027）年度 18 件
※市調べ		

## 具体的な将来像を達成するための目標一覧

### 1) 「むらをつくる」

施策の展開方向	目標項目	基準年	中間年	目標
農地の有効利用による定住対策	新規就農者数	平成 29(2017)年度 7 組	令和 3(2021)年度 11 組	令和 9(2027)年度 15 組
生産基盤の整備と適正な保全活動	集落法人等数	平成 29(2017)年度 8 法人	令和 3(2021)年度 9 法人	令和 9(2027)年度 10 法人
都市住民と農村地域の共生・交流	市民と農業者等交流活動数	平成 29(2017)年度 16 事業	令和 3(2021)年度 17 事業	令和 9(2027)年度 上向き

### 2) 「農を育てる」

施策の展開方向	目標項目	基準年	中間年	目標
地域特産物の産地化と尾道ブランドの発信	尾道ブランド農産物認証数	平成 29(2017)年度 3 品目	令和 3(2021)年度 7 品目	令和 9(2027)年度 10 品目
地域農業を支える多様な担い手と組織の育成	認定農業者	平成 29(2017)年度 124 人	令和 3(2021)年度 127 人	令和 9(2027)年度 130 人

### 3) 「食をまもる」

施策の展開方向	目標項目	基準年	中間年	目標
食と農の理解の促進	尾道産農産物の学校給食の利用率	平成 29(2017)年度 10.4%*	令和 3(2021)年度 8.6%	令和 9(2027)年度 上向き
食の安全・安心の推進	GAP 等取得数	平成 29(2017)年度 9 件	令和 3(2021)年度 13 件	令和 9(2027)年度 18 件

\*学校給食利用率実績数値は、平成 28 年度実績です。

## 第4章 ビジョンの実現に向けて

写真等

## 1 ビジョンの実現に向けた関係者の役割

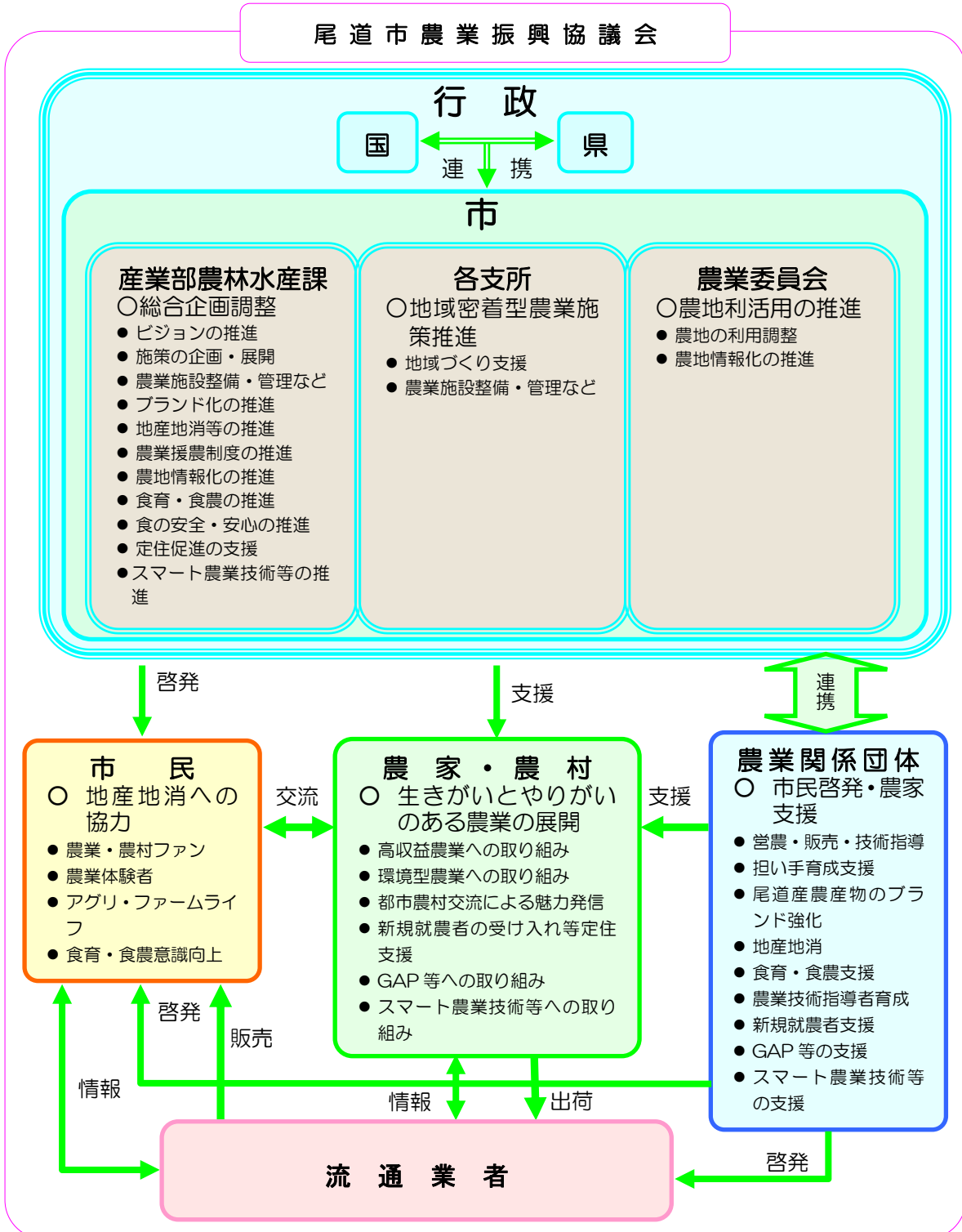
ビジョンの実現のためには、市民、農家、流通業者、農業関係団体及び行政が、それぞれの役割でビジョンの実現に向けて行動することが重要です。

このことから、実行性のある行動とするためにそれぞれの役割を以下に示します。

市民 (消費者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地産地消の良き理解者、実践者</li> <li>○農業・農村での余暇活動、農業体験、農家との交流者</li> </ul>
農家 (生産者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者ニーズに対応した尾道産農産物の信頼を高める生産者</li> <li>○耕作放棄地の解消と農地を有効に活用する活動者</li> <li>○農村の景観を維持する実践者</li> <li>○都市との交流を進め、農業・農村の魅力を伝える発信者</li> <li>○定住促進の協力者</li> </ul>
流通業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者と農家を結ぶ橋渡し役</li> <li>○尾道産農作物の流通情報を公開し、安全・安心を届ける実践者</li> </ul>
農業関係 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農家や集落とともに担い手の育成や生産体制づくりを支援する組織</li> <li>○営農指導、購買販売事業、*共済事業等による農家支援組織</li> <li>○就農支援組織</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業振興ビジョンの実現に向け、アクションプランの作成、関係機関・団体との調整・連携を図り着実な施策を推進</li> <li>○担い手や新規就農者の育成・支援、農地対策、農業経営対策など多様な農業振興施策を展開</li> <li>○市民の「食」と「農」の理解促進</li> <li>○定住対策などの農村地域の活性化に関する施策の推進</li> </ul>

## 2 推進体制

尾道市農業振興ビジョンの推進にあたっては、関係機関・団体との連携強化を図ることが重要となっています。このことから、「尾道市農業振興協議会」を設置しています。





### 3 進行管理

(1) 数値目標の設定と5年後の実績の評価

農業振興ビジョンでは、これまでの施策展開における中間検証を行い、目標年次となる令和9（2027）年度に向けた残り5年間における数値等の目標を設定しています。

これら数値等の目標は、令和10（2028）年度において実績及び評価を行うとともに、農業を取り巻く情勢に即した新たな農業振興ビジョンに向けた取り組みを予定しています。

(2) 市民への情報公開

今後5年間の実績の評価などについては、「広報おのみち」などで広く市民へ情報を開示し、必要に応じて意見を求めます。



ONOMICHI

尾道市農業振興ビジョン

後期ビジョン

尾道市農業振興ビジョン  
後期ビジョン

令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

発行日 令和5（2023）年〇月

編集 尾道市産業部農林水産課

〒722-8501 尾道市久保1丁目15番1号

TEL 0848-38-9111(代表)

TEL 0848-38-9473(直通)